

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を
改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課
保健福祉部健康推進課
保健福祉部子ども未来課

項目	記載欄
案の内容	<p>1 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において引用する障害者自立支援法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>2 岡山県精神保健福祉センターが行う業務に、次の業務を加えることとする。</p> <p>(1) 市町村が地域相談支援給付費等の支給の要否の決定を行うに当たっての意見の陳述</p> <p>(2) 市町村が行う地域相談支援給付費等の支給の決定等の業務に関する技術的事項についての協力その他必要な援助</p> <p>3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において引用する児童福祉法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p>
改正理由	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、岡山県精神保健福祉センターが行う業務に市町村が地域相談支援給付費等の支給の要否の決定を行うに当たっての意見の陳述を加える等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備考	

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年岡山県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（岡山県精神保健福祉センター条例の一部改正）

第三条 岡山県精神保健福祉センター条例（昭和四十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「の規定」を「又は第五十一条の七第二項の規定」に、「同条第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定」に改め、同条第七号中「の規定による」を「又は第五十一条の十一の規定による」に改める。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第四条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の項イ中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同項ロ中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に改め、同項ハ中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改め、同項ニ中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同項ホ中「第三十四条の十三第三項」を「第三十四条の十四第三項」に改め、同項ヘ中「第三十四条の十三第四項」を「第三十四条の十四第四項」に改め、同項ト中「第三十四条の十四第一項」を「第三十四条的十五第一項」に改め、同項チ中「第三十四条の十四第二項」を「第三十四条的十五第二項」に改め、同項リ中「第三十四条的十四第三項」を「第三十四条的十五第三項」に改め、同項ヌ中「第三十四条的十六第一項」を「第三十四条的十七第一項」に改め、同項ル中「第三十四条的十六第三項」を「第三十四条的十七第三項」に改め、同項ヲ中「第三十四条的十六第四項」を「第三十四条的十七第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、規則で定める日から施行する。

改正理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、岡山県精神保健福祉センターが行う業務に市町村が地域相談支援給付費等の支給の要否の決定を行うに当たっての意見の陳述を加える等所要の改正を行う必要がある。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第一条関係）

		新	旧
		(介護補償)	(介護補償)
2	第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随时介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随时介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随时介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
略	一 略	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する「障害者支援施設」（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する「障害者支援施設」（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
略	三 略		

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

		新	旧
		(介護補償)	(介護補償)
2	第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随时介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随时介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随时介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随时介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随时介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随时介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が別に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
略	一 略	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
略	三 略		

岡山県精神保健福祉センター条例新旧対照表（第三条関係）

	新	（業務）
	旧	（業務）

第二条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。
一～五略

六 障害者自立支援法第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村が同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たつての意見の陳述
七 障害者自立支援法第二十六条第一項又は第五十一条の十一の規定による市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助
八・九略

第二条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。
一～五略

六 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同法第二十二条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たつての意見の陳述
七 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定による、市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助
八・九略

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第四条関係）

別表第一（第二条関係）

新

		事務	
	一〇三十六略		
三十七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	新見市	市町村	

別表第一（第二条関係）

旧

		事務	
	一〇三十六略		
三十七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	新見市	市町村	

イ 法第三十四条の十二第一項の規定による届出の受理
ロ 法第三十四条の十二第二項の規定による変更の届出の受理
ハ 法第三十四条の十二第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理
ニ 法第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等
ホ 法第三十四条の十四第三項の規定による措置の命令
ヘ 法第三十四条の十四第四項の規定による事業の制限及び停止の命令
ト 法第三十四条の十五第一項の規定による届出の受理

チ 法第三十四条の十五第二項の規定による変更の届出の受理

リ 法第三十四条の十五第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理

ヌ 法第三十四条の十七第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等

ル 法第三十四条の十七第三項の規定による措置の命令

ヲ 法第三十四条の十七第四項の規定による事業の制限及び停止の命令

三十八～九十九略

チ 法第三十四条の十四第二項の規定による変更の届出の受理

リ 法第三十四条の十四第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理

ヌ 法第三十四条の十六第一項の規定による報告の徴収及び立入検査等

ル 法第三十四条の十六第三項の規定による措置の命令

ヲ 法第三十四条の十六第四項の規定による事業の制限及び停止の命令

三十八～九十九略